

景観法及び福島市景観条例に 基づく届出の手引き

本市は、雄大な山並みの吾妻連峰など四方を山で囲まれ、阿武隈川等の河川に縁取られた市街地と信夫山、その周辺に広がる果樹畑・水田等で構成され、盆地特有の彩りを有しています。この豊かな自然と、誇りあふれる市民の暮らし、そして城下町時代から育まれてきた歴史・文化の連なりが「福島らしさ」といえます。

これらの“福島らしさ”からなる様々な魅力を未来に守り、伝えていくことを目指して、景観に関する総合的な法律である「景観法（平成 16 年法律第 110 号）」に基づく「福島市景観まちづくり計画（平成 30 年告示第 18 号、以下「景観計画」という。）」の策定及び「福島市景観条例（平成 30 年条例第 50 号、以下「景観条例」という。）」の改正を行い、『**未来に伝えたいふるさとの景観があふれるまち**』を将来像とした景観まちづくりを推進しています。

本市では、景観法及び景観条例に基づき、景観に影響を及ぼすこととなる一定規模を超える大規模な行為を実施する場合には、事前に「届出」が必要となります。

本手引きは、届出制度の概要を示したものです。建築などの自由なデザインを規制するためものではありません。“福島らしさ”の現れた豊かな自然、歴史的・文化的景観などを、市民共有の財産として、市民・事業者・行政の協働による本市の景観まちづくりに取り組むため参考としていただき、これらの内容を十分ご理解の上、ご協力をお願いします。

◆手引きの構成

- | | |
|------------------|------|
| 1. 届出を要する区域 | P 2 |
| 2. 届出を要する行為・規模 | P 4 |
| 3. 届出の流れ | P 10 |
| 4. 届出などに必要な書類 | P 11 |
| 5. 景観に配慮すべき事項の解説 | P 13 |
| 【様式類】 | P 37 |

◆提出先

- 窓口は **福島市役所都市計画課** となります。
- 所定の様式に必要な事項を記入し、図面等を添付して **1 部** 提出してください。なお、様式は HP からダウンロード可能です。
- 手数料等はかかりません。

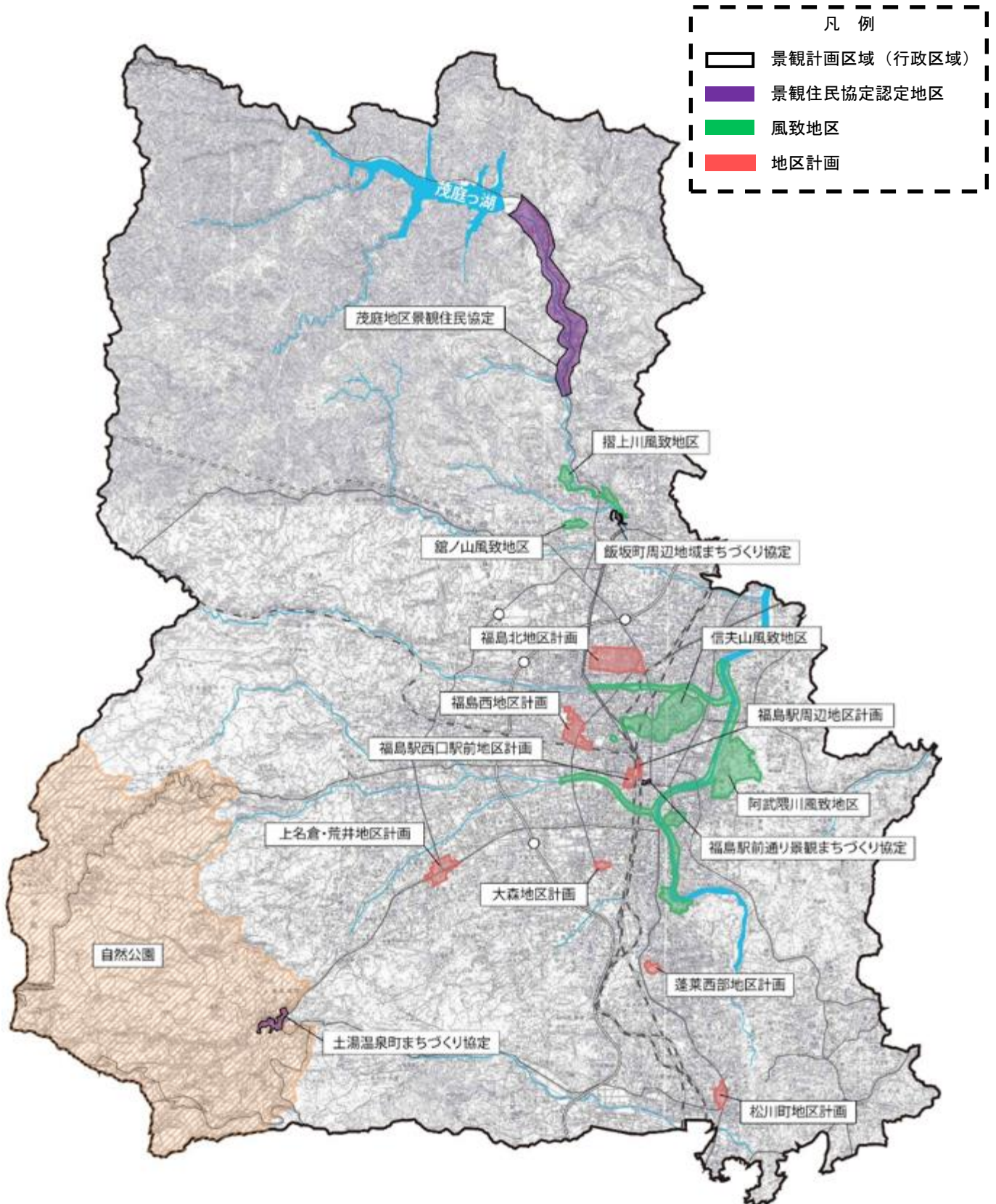
■お問い合わせ■

福島市都市政策部都市計画課景観係
福島市五老町 3 番 1 号
TEL : 024-573-4979 FAX : 024-533-0026

1. 届出を要する区域

(1) 景観計画区域

- 本市では、**市全域**を景観計画区域とし、良好な景観の形成に関する方針や行為の制限に関する事項（景観に配慮すべき事項）を定めています。



(2) 景観重点地区

●現在、指定している地区はありません。

(3) 景観住民協定認定地区

	協定の名称	団体の名称	認定年月日	事務局
1	茂庭地区景観住民協定	摺上川ダム周辺地域づくり協議会	平成 18 年 8 月 8 日	福島市役所 茂庭出張所
2	飯坂町周辺地域まちづくり協定	飯坂町周辺地域づくり協議会	平成 19 年 3 月 28 日	飯坂温泉 観光協会
3	土湯温泉町まちづくり協定	土湯温泉町地区まちづくり協議会	平成 27 年 3 月 31 日	土湯温泉 観光協会
4	福島駅前通り景観まちづくり協定	福島駅前通り商店街振興組合	平成 29 年 3 月 31 日	福島市役所 市街地整備課

<参考>

■風致地区

- ・ 信夫山風致地区
- ・ 阿武隈川風致地区
- ・ 摺上川風致地区
- ・ 舘山風致地区

■地区計画

- ・ 福島駅西口駅前地区計画
- ・ 蓬萊西部地区計画
- ・ 大森地区計画
- ・ 上名倉・荒井地区計画
- ・ 松川町地区計画
- ・ 福島北地区計画
- ・ 福島西地区計画
- ・ 福島駅周辺地区計画

2. 届出を要する行為・規模

(1) 届出対象行為

届出を要する行為の対象については、下表を確認してください。

行 為		届出対象行為	
建築物	新築、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (法第 16 条第 1 項第 1 号)	●高さ 10m を超えるもの 又は ●建築面積 1,000㎡ を超えるもの	
	新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (法第 16 条第 1 項第 2 号)	①擁壁、垣、さく、塀類 ●高さ 5m を超えるもの ②鉄筋コンクリート柱、金属柱、木柱類 ③煙突、排気塔類 ④電波塔、物見塔、風車類 ⑤高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナ類 ⑥彫像、記念碑類 ●高さ 10m を超えるもの ⑦電線路等の支持物 ●高さ 20m を超えるもの ⑧石油・飼料等の貯蔵施設 ⑨コンクリートプラント等の製造施設 ⑩ごみ、し尿、汚水等の処理施設 ⑪高架道路、橋梁、歩道橋等 ⑫観覧車等の遊戯施設 ⑬立体駐車場 ●高さ 10m を超えるもの 又は ●築造面積 1,000㎡ を超えるもの ⑭太陽光パネル (土地に自立して設置するものに限る) ●パネル面積の合計 1,000㎡ を超えるもの	
開発行為 (法第 16 条第 1 項第 3 号)		●面積 10,000㎡ を超えるもの	
土地の形質変更 (法第 16 条第 1 項第 4 号) (条例第 12 条第 1 項第 1 号)		●面積 10,000㎡ を超えるもの	
物件の堆積 (法第 16 条第 1 項第 4 号) (条例第 12 条第 1 項第 2 号)		●高さ 3m を超えるもの 又は ●堆積の用に供される土地の面積 500㎡ を超えるもの	

< 備考 >

※「開発行為」とは、都市計画法第 4 条第 12 項に規定するもの。

※「土地の形質変更」とは、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更。

※「物件の堆積」とは、屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積。

上記に掲げるもののほか、P 8 の用語の解説を確認願います。

◆景観法に定められた届出を要しない行為

□	通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
	政令（＝景観法施行令）第8条一部抜粋 □ 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等 □ 仮設の工作物の建設等 □ 次に掲げる木竹の伐採 □ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 □ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 □ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 □ 仮植した木竹の伐採 □ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採 □ 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 □ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 □ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの ●建築物の建築等 ●木竹の伐採 ●特定照明 ●工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等 →施行規則第4条：①道路から容易に望見されることのない物干場その他の工作物 ②消火設備 ●屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さのものを除く。） →施行規則第5条：高さ1.5m以下 □ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの ●建築物の建築等 ●水面の埋立て又は干拓 ●高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等 ●用排水施設（幅員が2m以下の用排水路を除く。）又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置
□	非常災害のため必要な応急措置として行う行為
□	その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為
	政令（＝景観法施行令）第10条一部抜粋 □ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条第1項若しくは第125条第1項の許可若しくは同法第81条第1項の届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為 □ 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
	福島市景観条例 第17条
	□ 法第16条第1項第1号から第3号まで又は第12条各号に掲げる行為のうち、別表に掲げる当該行為の種類に応じた規模のもの ⇒ 4ページに記載の規模に満たないもの □ 前号に掲げるもののほか、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、良好な景観の形成を図る上で支障を及ぼすおそれが少ないものとして規則で定める規模のもの 規則（＝福島市景観条例施行規則）第5条 □ 建築物又は工作物の増築若しくは改築のうち、その行為に係る部分の建築面積又は築造面積が既存の面積の2割以下のもの □ 建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、その行為に係る部分の見付面積が既存の見付面積の2割以下のもの □ 法令に基づく許可、認可、認定、承認又は届出に係る行為で、次に掲げるもの □ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第3項若しくは第6項（同法第16条第4項で準用する場合を含む。）又は第16条第3項の認可、同法第20条第3項又は第21条第3項の許可、同法第33条第1項の規定による届出及び同法第39条第3項若しくは第6項（同法第41条第4項で準用する場合を含む。）又は第41条第3項の認定に係る行為 □ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条の2第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為 □ 福島県立自然公園条例（昭和33年福島県条例第23号）第10条第3項又は第6項の認可、同条例第21条第3項の許可、同条例第31条第1項の規定による届出及び同条例第37条第3項又は第6項の認定に係る行為 □ 福島県文化財保護条例（昭和45年福島県条例第43号）第11条第1項又は第27条 第1項の許可及び同条例第9条第1項（同条例第28条で準用する場合を含む。）、第20条又は第21条第1項の規定による届出に係る行為 □ 福島市文化財保護条例（昭和34年条例第7号）第11条第1項の規定による承認に係る行為 □ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 □ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されない場所において行われる行為 □ 農林漁業を営むために行われる土地の開墾及び森林の皆伐 □ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積のうち、当該堆積をする日から起算して90日以内に除却することがあらかじめ確実であるもの
	その他 景観条例事務取扱要領 第3条
	□ 地域の良好な景観の形成に影響を及ぼすことがないと判断した場合
参考	都市計画法による開発許可制度の手引き〈事務手続・技術編〉P9より
□	既存の建築物の敷地となっている土地等で、以下のすべてに該当する場合、開発行為又は土地の形質変更に該当しないもの
	□ 切土の高さが2m以下 □ 盛土の高さが1m以下 □ 一体的な切盛土の高さが2m以下 □ 切土、盛土で50cmを超える部分の土地の面積が500㎡以下

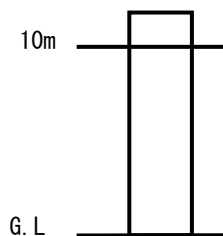
(2)届出の要否について

①建築物

高さ ◎ 10mを超えるものは届出が必要です。

●新築

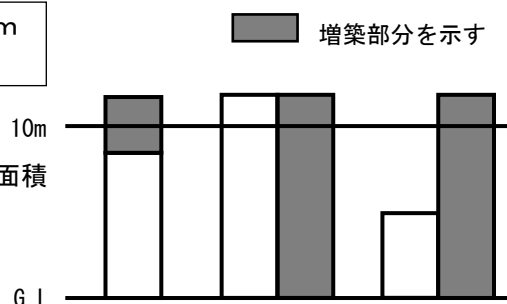
高さ > 10m
→要



●増築又は改築

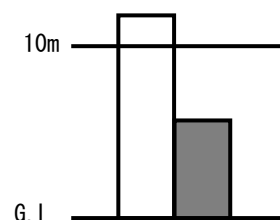
増改築部分の高さ > 10m
→要

※ただし、面積が既存の面積
の2割を超えない場合
→不要



増改築部分の高さ ≤ 10m
→不要

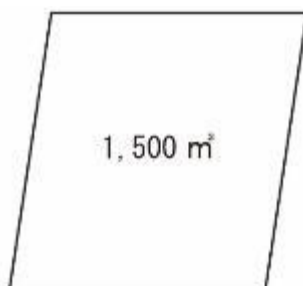
※ただし、面積が既存の面積
の2割を超える場合 →要



建築面積 ◎ 1,000㎡を超えるものは届出が必要です。

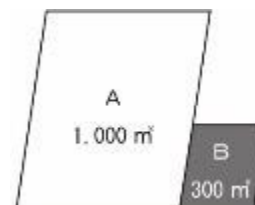
●新築

面積 > 1,000㎡
→要

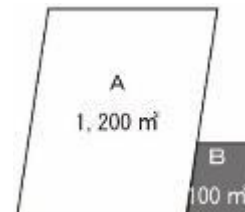
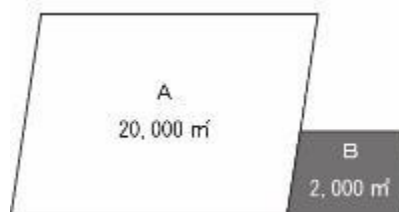


●増築又は改築

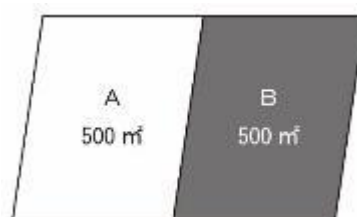
A+Bの建築面積 > 1,000㎡
→要



※ただし、面積が既存の面積の2割を超えない場合→不要

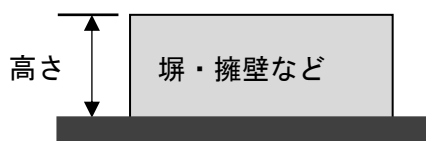


A+Bの建築面積 ≤ 1,000㎡
→不要



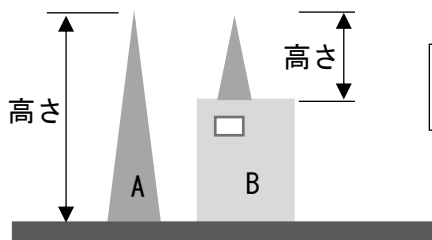
②工作物

届出対象行為の工作物 ①



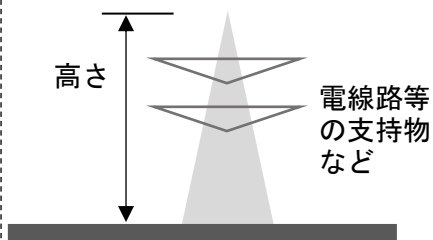
高さ > 5 m
→ 要

届出対象行為の工作物 ②～⑥



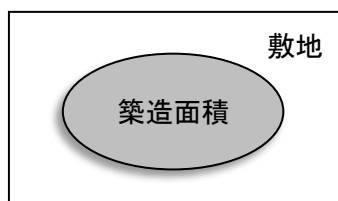
高さ > 10 m
→ 要

届出対象行為の工作物 ⑦

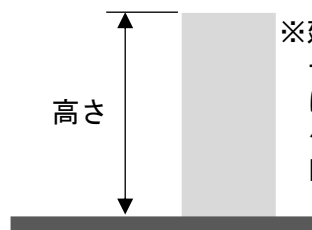


高さ > 20 m
→ 要

届出対象行為の工作物 ⑧～⑬



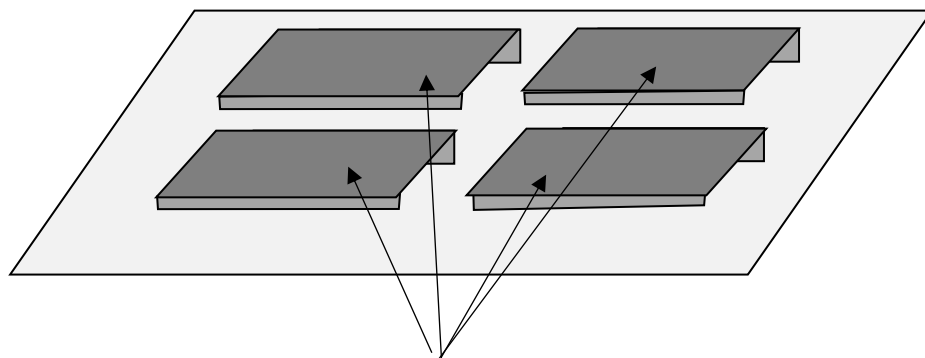
建造面積 > 1,000 m²
→ 要



※建築物と
一体の場合
は上記 B の
ケースと
同じ

高さ > 10 m
→ 要

届出対象行為の工作物 ⑭



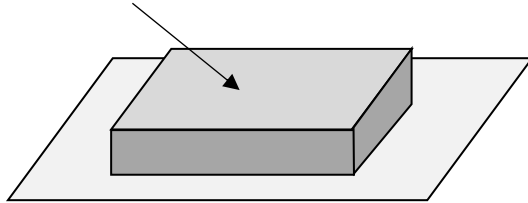
土地に自立して設置するパネル面積の合計 > 1,000 m²
→ 要

③開発行為・土地の形質変更

◎行為面積が10,000㎡を超えるものは、届出が必要です。

※ただし、農林漁業を営むために行う土地の形質変更（宅地の造成、水面の埋立て又は干拓を除く）は届出不要です。

行為面積 10,000 ㎡超



行為面積 > 10,000 ㎡
→要

④物件の堆積

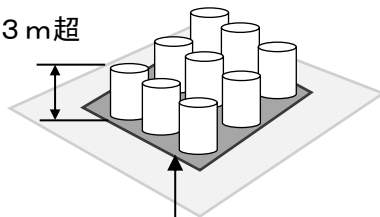
◎高さ3m又は面積500㎡を超えるものは、届出が必要です。

※ただし、以下のものは届出不要です。

○道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されない場所での堆積

○堆積の期間が90日を超えないもの

高さ 3 m 超



面積 500 ㎡超

堆積物の高さ > 3 m
→要

堆積物の面積 > 500 ㎡
→要

(3)用語の解説

①建築物

建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいい、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの等をいいます。ただし、建築物に附属する塀は除きます。

②工作物

土地に定着する工作物のうち、建築物を除くものをいいます。

③開発行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいいます。

④土地の形質変更

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質変更をいいます。

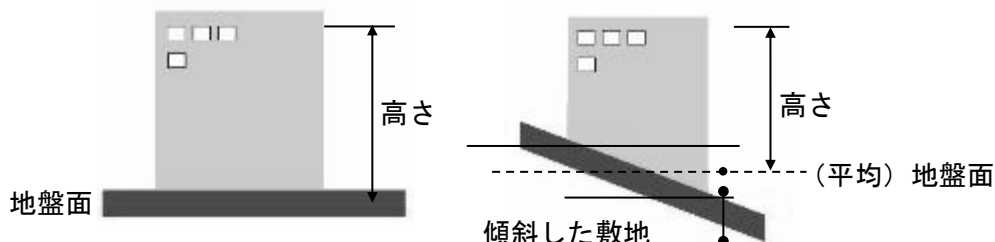
⑤物件の堆積

屋外において行う、土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう）その他の物件の堆積をいいます。

⑥高さ

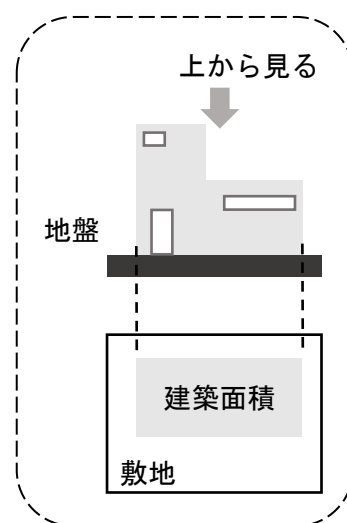
建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定する高さをいい、地盤面（地盤の高低差が3m以内の場合は、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面。高低差が3mを超える場合は、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面）からの高さをいいます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さを除く、工作物自体の高さとします。



⑦建築面積

対象規模の判定は棟ごとに算定した数値により行います。建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する面積をいい、建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます。



⑧築造面積

建築基準法施行令第2条第1項第5号に規定する築造面積をいい、工作物の水平投影面積をいいます。

⑨外観の模様替

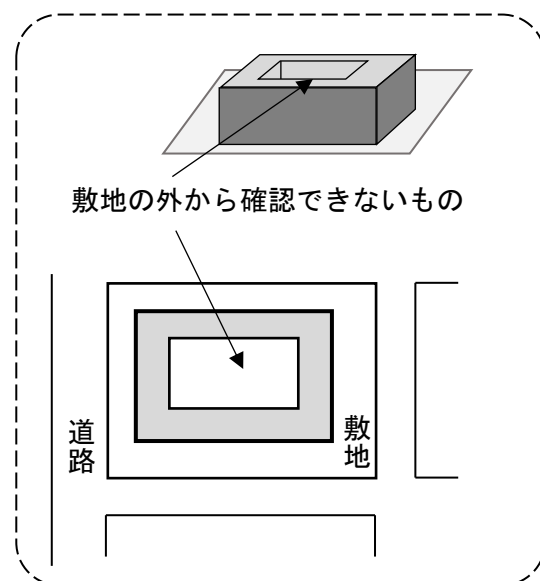
改築又は増築以外の場合で、建築物等の屋根、外壁等の素材を変更することをいいます。

⑩色彩の変更

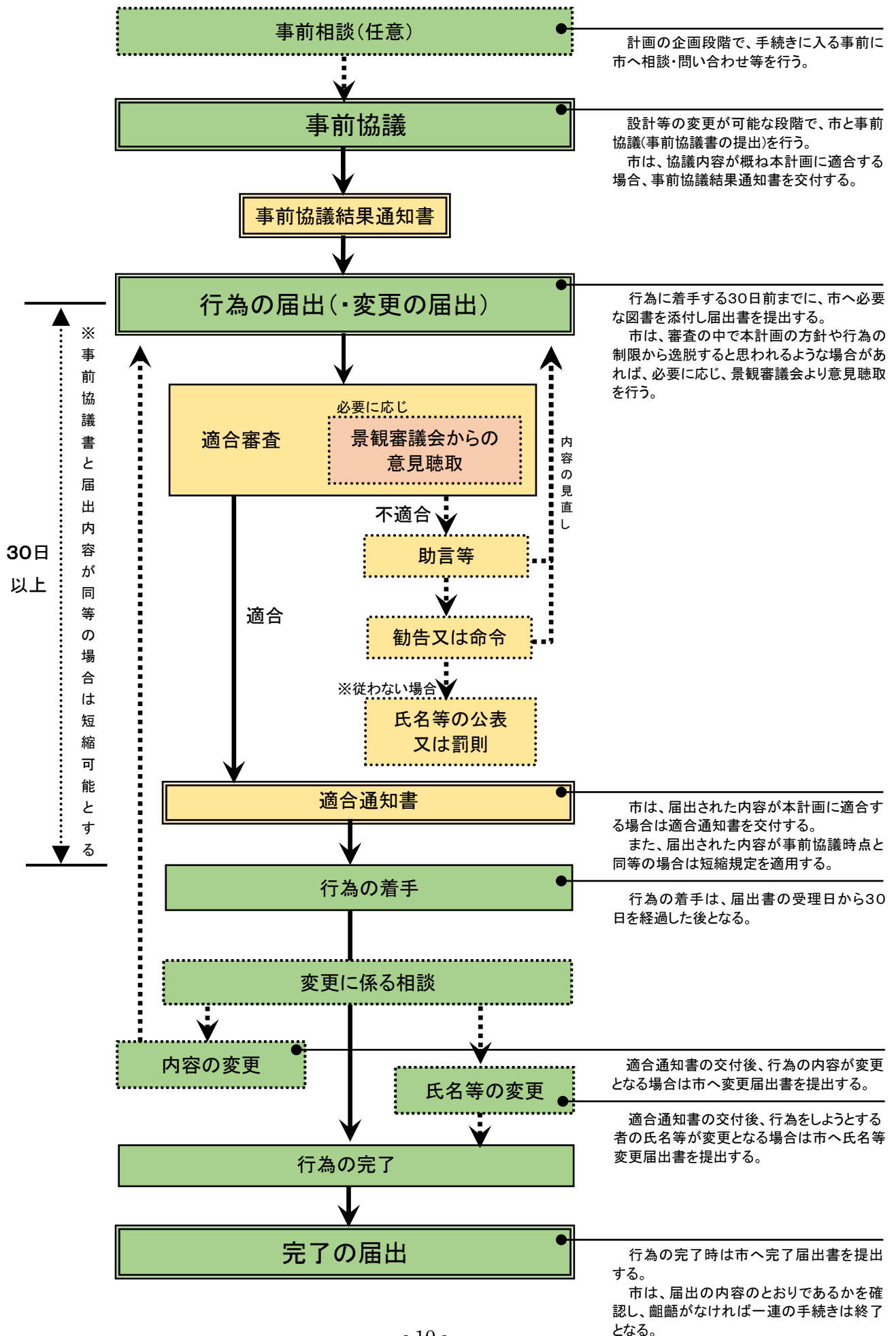
改築又は増築以外の場合で、素材の変更がなく、単に色彩のみを変更することをいいます。

⑪敷地の外から確認できないもの

擁壁や塀で囲われた敷地、中庭のように囲われた敷地、他の建築物等により遮られ、道路や公園等の公共空間から容易に見ることができない場所をいいます。



3. 届出の流れ



4. 届出などに必要な書類

市内で、景観に影響を及ぼすこととなる一定規模を超える大規模な行為を実施する場合には、事前に「届出」が必要となります。届出対象行為の届出には、次の書類が必要となります。

◆必要部数

- A 4 サイズにまとめ、**1部**を窓口へ提出してください。提出は郵送でも構いません。

◆必要書類

- 所定の様式とともに、下記に示す図書を提出してください。
- 通知書の交付については、通常は手渡しとしておりますが、郵送を希望する場合は、返信用封筒の添付をお願いします。

【様式第1号】事前協議書・・・P 3 7

添付図書
●届出書に必要な図面等と同じ（下表参照）

【様式第2・3号】届出書、変更届出書・・・P 3 9、4 2

届出に必要な図面等（添付図書）											
図面等 行為の種類	計画概要書	付近見取図	配置図	各階平面図	立面図（4面以上）	現況図	計画図	計画断面図	現況写真	景観計画適合確認表	景観シミュレーション
建築物	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	△
工作物	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	△
開発行為		◎				◎	◎	◎	◎	◎	△
土地の形質変更		◎				◎	◎	◎	◎	◎	△
物件の堆積		◎	◎		◎				◎	◎	△

※1：「◎」印は、必ず添付を要する図書です。「△」印は、必要により添付を求める図書です。

※2：平面図、立面図、断面図等に面積（見付面積）、高さ、長さ、マンセル値等を記入してください。縮尺等の詳細は次頁を参照してください。

※3：必要に応じ、「景観シミュレーション」のほか、本表に掲げる以外の図書を求める場合があります。

※4：変更届出書にあつては、当該図書のうち必要なものを添付してください。

【様式第4号】氏名等変更届出書〔適合通知書の交付後、届出者の氏名等が変更となる場合〕・P 4 5

【様式第5号】廃止届出書〔行為を取りやめた場合〕・・・P 4 6

【様式第9号】完了届出書・・・P 4 7

添付図書
●完了後の写真 ※四方の主要な視点場から行為完了後の景観が確認でき、また届出図面の内容との比較ができるもの

<事前協議書、届出書に添付する図書>

行為の種類	図面等の種類	明示すべき事項	備 考
建築物 及び 工作物	計画概要書	・ 建築面積又は築造面積(面積表)	
	付近見取図	・ 方位 ・ 周辺道路 ・ 目標となる地物 ・ 行為の場所 縮尺 1/2, 500 以上	
	配置図	・ 方位及び縮尺 ・ 敷地内の届出に係る建築物等及び既存建築物等の位置 ・ 樹木、張り芝等の位置 ・ 屋外に設置する設備及び外構施設の位置 ・ 広告塔又は広告板の位置 ・ 現況写真の撮影の位置及び方向 縮尺 1/100 以上	
	各階平面図	・ 方位、縮尺及び寸法 縮尺 1/50 以上	
	立面図 (4面以上)	・ 縮尺、寸法及び見付面積 ・ 外壁及び屋根の材料及び色彩(色彩はマンセル値で示す。) ・ 各色彩を使用する面積及び見付面積に対する割合 ・ 広告塔又は広告板の位置及び形状	移転、外観の模様替、色彩の変更の場合は、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	・ 行為の場所及び付近の現況(遠景、近景から撮影)	カラー写真とする。
	景観計画適合確認表	・ 共通事項 ・ 個別事項	※景観配慮事項に関する市指定のもの
開発行為 及び 土地の形質 変更	付近見取図	・ 方位 ・ 周辺道路 ・ 目標となる地物 ・ 行為の場所 縮尺 1/2, 500 以上	
	現況図	・ 方位及び縮尺 ・ 行為の場所及び付近の土地利用の現況 ・ 現況写真の撮影の位置及び方向	
	計画図	・ 方位及び縮尺 ・ 行為後の ^{のり} 法面及び擁壁その他の構造物の位置 ・ 行為後の土地利用及び緑化の方法 縮尺 1/100 以上	
	計画断面図	・ 行為前後における地盤面及び擁壁その他の構造物の位置	
	現況写真	・ 行為の場所及び付近の現況(遠景、近景から撮影)	カラー写真とする。
	景観計画適合確認表	・ 共通事項 ・ 個別事項	※景観配慮事項に関する市指定のもの
物件の堆積	付近見取図	・ 方位 ・ 周辺道路 ・ 目標となる地物 ・ 行為の場所 縮尺 1/2, 500 以上	
	配置図	・ 方位及び縮尺 ・ 集積又は貯蔵の位置 ・ 遮へい物の位置 ・ 写真の撮影の位置及び方向 縮尺 1/100 以上	
	立面図	・ 縮尺及び寸法 ・ 集積又は貯蔵された物品の形状 ・ 遮へい物の種類、形状及び色彩 縮尺 1/50 以上	集積、貯蔵された物品と遮へい物の位置関係を明示すること。
	現況写真	・ 行為の場所及び付近の現況(遠景、近景から撮影)	カラー写真とする。
	景観計画適合確認表	・ 共通事項 ・ 個別事項	※景観配慮事項に関する市指定のもの

5. 景観に配慮すべき事項の解説

①行為ごとの景観に配慮すべき事項 ※P15 以降の解説を参考にしてください。

		景観に配慮すべき事項
A 共通事項	①	□地域の歴史・伝統文化をはじめとする景観特性を十分に生かし、周辺環境との調和を図ること。
	②	□“福島らしさ”の現れた景観を構成する要素となる資源を保全し、地域の景観まちづくりに貢献するよう努めること。
	③	□市民共有の素晴らしい景観を眺望できる場所では、視点場の保全・創出に努めること。また、素晴らしい景観への眺望の妨げとならないよう努めること。
	④	□山あいの集落や温泉郷では、自然環境との調和に努めること。
	⑤	□地域の植生を生かした生垣の設置や行為地内の緑化に努めること。
	⑥	□設計に当たり、日差しの変化、夜景等を考慮すること。また、遠景・中景・近景等の見え方について十分検討すること。
B 建築物・ 工作物	①	□建築物等は、周辺の住宅地や樹林地から突出しない高さとする。
	②	□建築物等は、周辺環境と調和した自然素材※ ¹ を積極的に取り入れること。
	③	□中心市街地では、歩行者に開かれた公開空地※ ² の積極的な確保に努めること。
	④	□屋上等の設備機器類は、建築物本体との色彩の調和を図るとともに、目隠し等の措置を講じること。
	⑤	□壁面や屋上、敷地内への広告物の設置は必要最小限とし集約すること。
	⑥	□大型店舗や周囲から突出する工作物等は、過剰な照明が周囲に影響を及ぼさないよう配慮すること。
	⑦	□窓ガラスや太陽光パネルは、光沢や反射を抑えた材料を使用するとともに位置や量に配慮すること。
C 開発行為・ 土地の形質変更	①	□行為地の周辺や主要な視点場から目立たぬよう、従来の地形を生かし、地形の改変は必要最小限とする。
	②	□長大な法面や擁壁は避け、法面が生じる場合は緩勾配とし、周辺環境との調和を図ること。
	③	□擁壁は、垂直擁壁を避け、高さは必要最小限とする。また、安易な描画等を避け、周辺環境との調和を図ること。
	④	□調整池の整備に当たり、周囲の緑化、あるいはフェンスを用いる場合は景観色※ ³ を採用するなど、周辺環境との調和を図ること。
	⑤	□行為地に出入口を設ける場合は、必要最小限の規模とし、安全措置を講ずる場合は、周辺環境との調和を図ること。
D 物件の堆積	①	□行為地の周辺や主要な視点場から目立たぬよう、目隠し等の措置を講ずること。
	②	□高さは、低く抑え、整理整頓に努めること。
	③	□行為地に出入口を設ける場合は、必要最小限の規模とし、安全措置を講ずる場合は、周辺環境との調和を図ること。

<備考>

※1：木材、石材、土など、従来の建材として幅広く利用されている材料

※2：一般に開放され、自由に通行・利用できる空間

※3：こげ茶、薄灰茶、濃灰色などの国で定める景観に配慮した色彩

②色彩に関する景観に配慮すべき事項

	景観に配慮すべき事項
共通事項	＜周辺環境と調和した色の配色・組み合わせの工夫＞
	☐ 複数の色彩を用いる場合は、対比的なアクセントカラー※ ¹ （強調色）の使用は必要最小限とするよう努めること。 ☐ 大規模な外壁を擁する建築物等は、中高層部は高明度、低層部は中低明度の色彩を用いるなど、配色を工夫するよう努めること。 ☐ 極端なストライプの配色、スポット状（水玉状）の配色、不規則な迷彩色等の配色は、避けるよう努めること。 ☐ 複数のタイル等をランダムに貼り付ける場合は、全てが色彩推奨値に適合するよう努めること。
	＜自然との調和に配慮＞
	☐ 建築物等は、山あいや緑を背景とする場所では、極端に暗い色や明るい色は避けるよう努めること。 ☐ 公園・緑地等に隣接した場所や街路樹が連なる場所では、周辺の緑に溶け込みやすい中明度かつ低彩度の色彩とするよう努めること。
	＜市民共有の眺望に配慮＞
	☐ 高層建築物等の中高層部分は、背景となる山並みや青空に溶け込むよう、高中明度かつ低彩度の色彩とするよう努めること。 ☐ 素晴らしい見通し景観が望める場所では、周辺の街なみに溶け込むような色彩とするよう努めること。
	＜地域特性として慣例的に使用されている素材の色彩に配慮＞
	☐ 建築物等には、自然素材の色彩を生かすよう努めること。 ☐ 歴史的建造物の周辺などでは、伝統的な素材※ ² の色彩を生かすよう努めること。
	＜公共標識の視認性に配慮＞
	☐ 交通標識などの安全性に関わる公共標識は、周辺から目立つように高彩度の色彩が用いられているため、それらの周辺では標識が視認できるよう高彩度の色彩の使用を減らすよう努めること。

＜備考＞

※ 1：面積のバランスという観点から、全体の色調に変化をつけたり、他の色を引き立てたりする役割を持つ色

適用除外：見付面積の 1／10 までとする

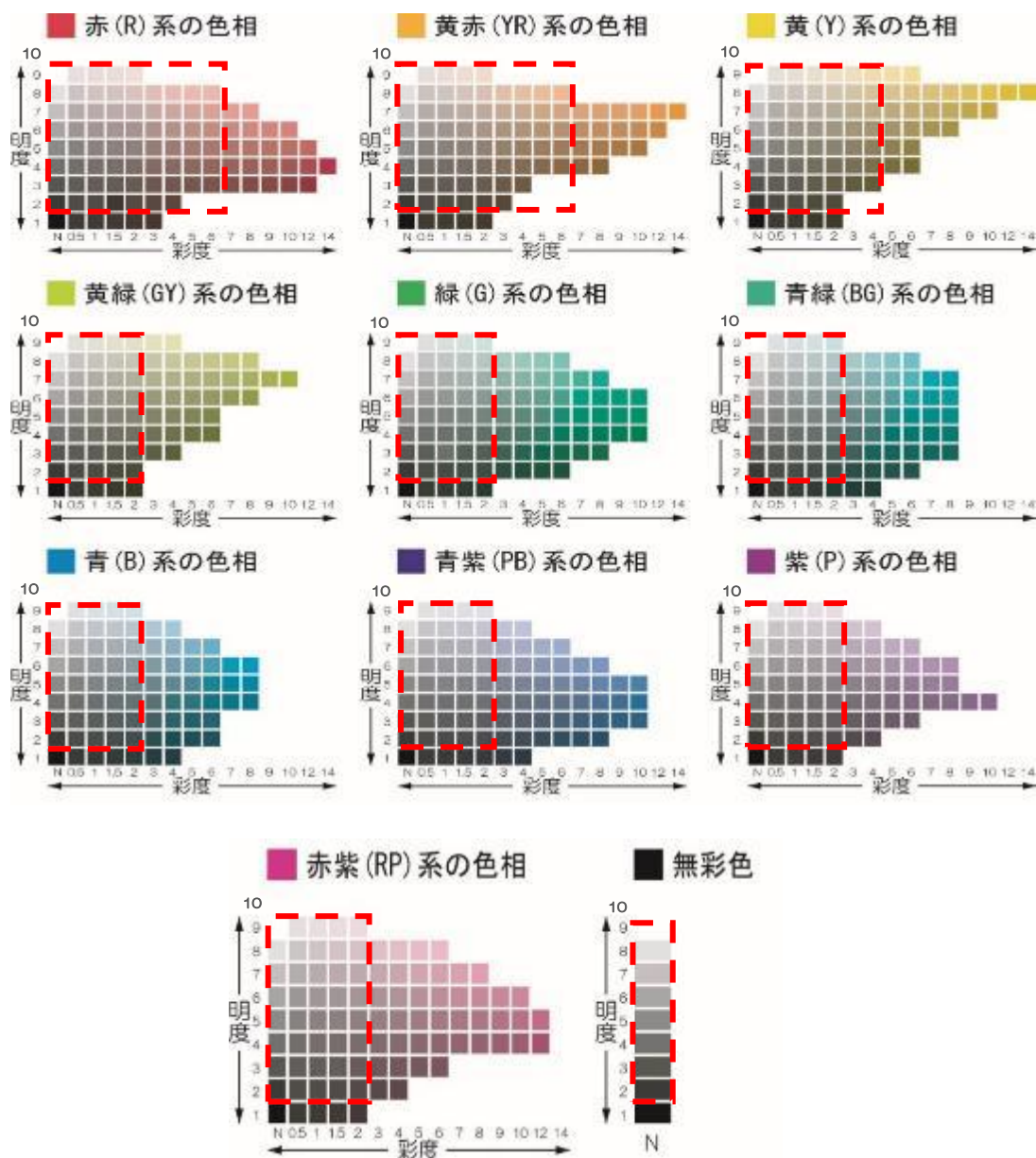
※ 2：大切な文化遺産を残していくために必要な素材（漆喰・土壁等の左官材料、レンガ、和瓦など）

◆マンセル表色系による色彩推奨値

色 相	明 度	彩 度
赤 (R)、黄赤 (YR) ※右図①	2 以上 9 以下	6 以下
黄 (Y) ※右図②		4 以下
黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP) ※右図③		2 以下
無彩色 (N)		—



色彩推奨値



◆景観に配慮すべき事項（景観配慮事項）の解説

【A.共通事項】

A-①

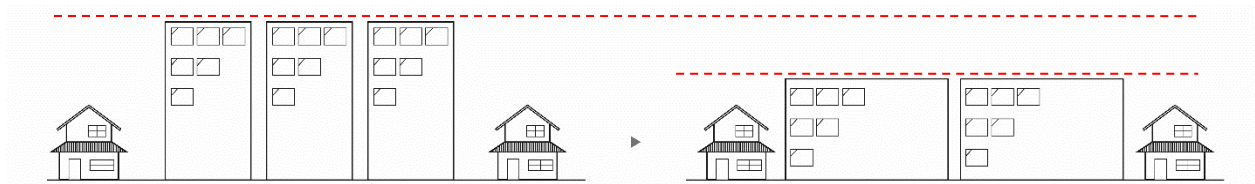
<景観配慮事項>

■地域の歴史・伝統文化をはじめとする景観特性を十分に生かし、周辺環境との調和を図ること。

<解 説>

- 建築物は周辺の建物より、大きく異なった規模や、色彩にならないよう配慮してください。

良好な景観は、秩序ある形態や色彩によってつくられています。建築物の建築などの届出対象行為を行うに当たって、景観を含めた周辺環境の中での秩序を乱さず、周辺と馴染む配置やデザインとしてください。

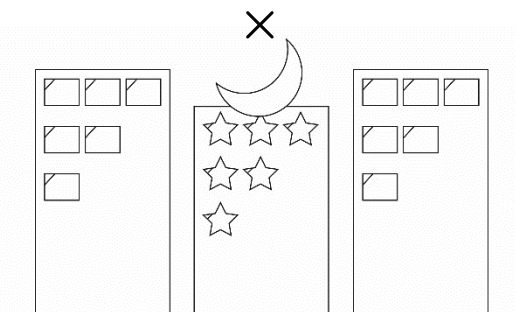


- 建築物のデザインは、視覚的な混乱を与えない周辺景観と調和したものとなるよう努めてください。

不特定多数の人々が利用する生活空間の中で、都市や街なみは美しくあるとともに安全かつ分かりやすいことが求められます。様々な価値観や生活習慣を持った人たちが、容易に理解できる景観を演出することも大切です。視覚的な混乱を生じさせないよう、形態の種類と数量を増加させないデザインにより、周辺景観と調和させることに努めてください。

- 目立ちすぎるデザインは控えてください。

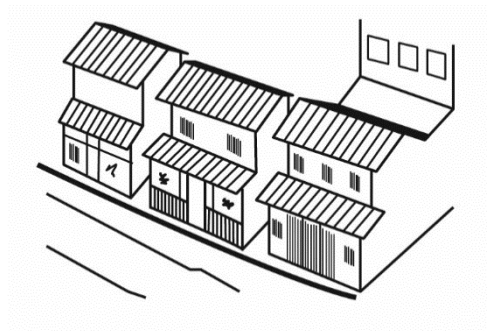
景観デザインにおける主と従の関係が逆転すれば、視覚を必要以上に刺激し、乱雑さを発生させることにもなります。主役は人とその生活（物が主役ではない）であり、サインや屋外家具・設備はそれを補佐・補助するもので、建築壁面・土木構造物・植物はそれらの背景となります。主と従の関係を考察した、分かりやすいデザイン、素材等を選定してください。



必要以上のデザインを行わない

● 行為地が歴史的な街なみに近接する場合は壁面や軒高等を合わせてください。

行為地が歴史的な街なみに近接する場合は、建物・街なみ、名所・旧跡の景観を保全するために、壁面線や軒高など共通の規則性を見いだし、それらを尊重した配置や形態・色彩とするよう工夫しましょう。

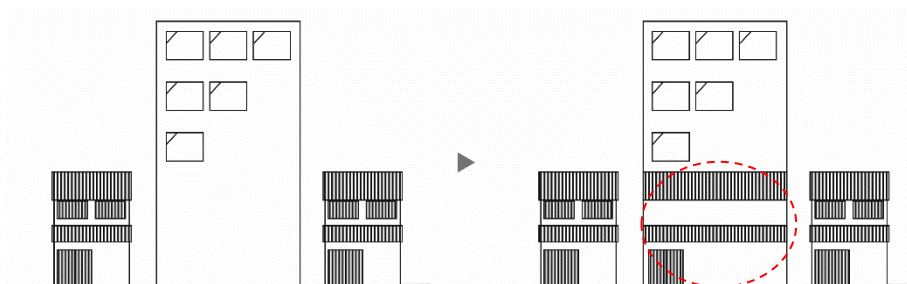


歴史的な街なみを保全する

● 歴史的な建築物は改築、改修の際に、もともと用いていた素材を使用するようにしてください。

歴史的な建築物の改築又は修繕に当たっては、建築物の材料の一部又は外壁等の意匠の一部を保存し、又は再生することによって歴史的景観の保全に努めてください。

行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、歴史的建造物に使用されている伝統的素材をその一部に使用したり、伝統的な意匠を取り入れていくことで、地域全体を文化の香り高い、まとまりのある景観とすることができます。



伝統的な素材を使用し周辺との一体感を演出する

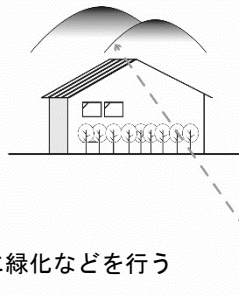
<景観配慮事項>

- “福島らしさ”の現れた景観を構成する要素となる資源を保全し、地域の景観まちづくりに貢献するよう努めること。

<解説>

- 建築物の規模やデザイン、色彩は、周辺の景観を阻害しないよう努めてください。

大規模建築物等は、周辺の既存の街なみや自然景観の中では際立って大きく目立つ可能性があります。建築物等の規模(高さ)や色彩が周辺景観に与える影響を検証するとともに、緑化の推進、広場の設置、地域のシンボル性を高める建築など、地域の景観の向上に貢献するよう努めてください。



地域景観向上のために緑化などを行う

- 良好な地域景観の創出・向上に努めてください。

優れた自然・眺望、道路・公園、建物・街なみ、名所・旧跡、農業・祭りなど（ふくしま市景観100選参照）は、福島らしい風景を特徴づける景観資源であるとともに人々の心のよりどころとなります。福島市景観まちづくり計画の「市民協働の景観まちづくり方針」に則り、これらの景観要素を保全したり、修景に積極的に活用することによって、地域の面影を残したり、良好な景観を創出することができます。

- 自然景観を阻害しないように、以下のことに配慮してください。

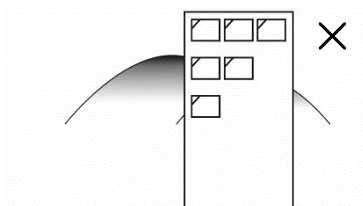
主要な視点場から本市のシンボルである吾妻連峰、信夫山等への眺望を妨げない高さとするよう努めてください。

良好な眺望景観の形成に配慮した形態意匠・色彩としてください。

河川や水辺に接する場合は、できる限り水際から後退するとともに、水辺への見通しや通り抜けに配慮した配置としてください。

河川や水辺からの眺めに配慮した形態意匠・色彩とするとともに、敷地の境界部に生垣を設置するなど、水辺景観との連続性に配慮してください。

農地などに面する建築物等は、オープンスペースを設けたり、緑化するなど、農地などからの眺望やそれらの景観との調和に配慮した配置・形態意匠としてください。



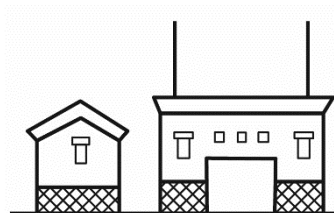
眺望を妨げない高さに建設する

● **建物・街なみ、名所・旧跡の景観の保全のために、以下のことに配慮してください。**

歴史的な建築物の改築又は修繕に当たっては、建築物の材料の一部又は外壁等の意匠の一部を保存、若しくは再生することによって歴史的景観の保全に努めてください。

歴史的建造物・街なみの保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した意匠としてください。

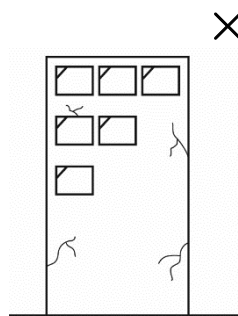
行為地が歴史的建造物や歴史的な街なみ、名所・旧跡等に近接する場合は、歴史的建造物等に使われている伝統的素材又はこれと調和した意匠を使用するよう努めてください。



修理により歴史的な街なみを保全する

● **建築物の素材は汚れにくく、破損しづらいものを選定してください。**

建築物等は完成を境に時間とともに汚れ、破損していきます。特に大きな面の汚れや破損は人目につきやすく、また補修やメンテナンス等を頻繁に行うことができません。このため美しさを維持できる素材や、年月とともに風合いが増し周辺に溶け込む素材を用いることは、長い目で見た景観づくりの上でも重要です。



壊れやすい素材を使用しない

<景観配慮事項>

- 市民共有の素晴らしい景観を眺望できる場所では、視点場の保全・創出に努めること。
また、素晴らしい景観への眺望の妨げとならないよう努めること。

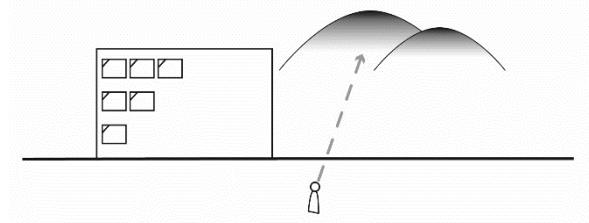
<解 説>

● 自然景観を阻害する位置に建築物を配置しないよう努めてください。

美しい自然景観は本市のシンボルとなっています。そのため、これらの眺望を阻害する行為は控えるよう努めてください。

吾妻連峰や信夫山を眺望できる行為地では、背景の山並みと調和を図った配置やデザインとし、視点場として快適な整備をするよう努めてください。

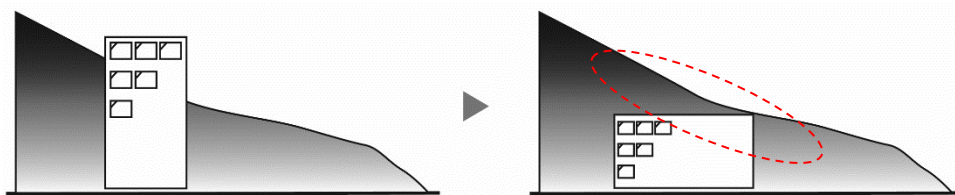
行為地が水辺に接する場合は、ゆとりある空間を確保し、水辺と調和した配置やデザインとするよう工夫しましょう。



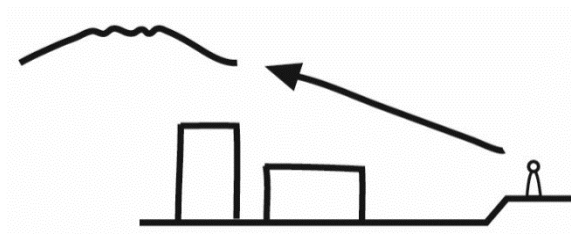
自然の眺望を妨げない位置に建設する

● 建築物の規模は山並みの稜線を切らない規模となるよう努めてください。

吾妻連峰や信夫山などの山並みは本市のシンボルであるため、山並みの稜線を切ったり、広がりのある景観を阻害するような大規模な行為を避け、眺望を妨げない配置・高さとするよう努めてください。



稜線を遮らない



眺望を妨げない配置、高さにする

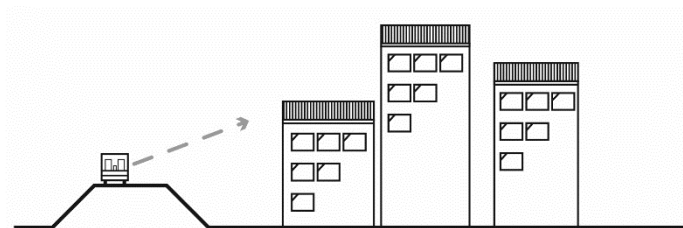
● 道路・鉄道・公園及びこれらに隣接する建築物は、眺望や緑化に関して以下のことに配慮してください。

交差点に面した建築物等は、角地の見通しに配慮した形態・意匠としてください。

建築物等は、道路や鉄道からの眺めに配慮した配置・形態意匠としてください。

公園や緑地、花木農地などに面する建築物等は、オープンスペースを設けたり、緑化するなど、公園・緑地・農地などからの眺望やそれらの景観との調和に配慮した配置・形態・意匠としてください。

敷地内を積極的に緑化するとともに、既存の樹木がある場合は、できる限り保存し、周辺の緑との連続性の確保に努めてください。

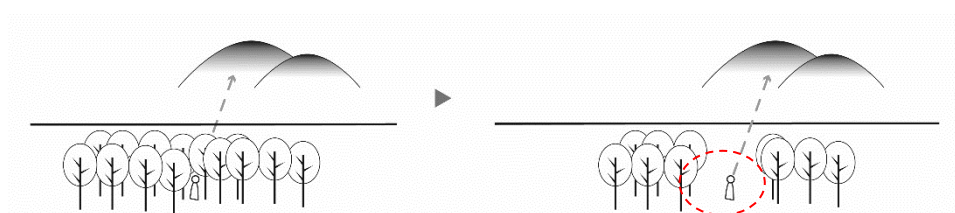


道路や鉄道からの眺めに配慮する

● 吾妻連峰や信夫山を眺望できる視点場は、積極的に整備を行ってください。また建築物は、視点場からの眺望を阻害しない配置・規模となるよう努めてください。

吾妻連峰や信夫山を眺望できる行為地では、視点場として快適な空間を整備するよう努めてください。その他、地域の優れた景観を眺望できる場所を積極的に確保してください。

吾妻連峰や信夫山の稜線と山並みは、本市のシンボルであり、また日々の暮らしにも根付いています。その眺望を建物等で分断することはできるかぎり避けましょう。



視点場の整備を行う



山並みを分断しない

<景観配慮事項>

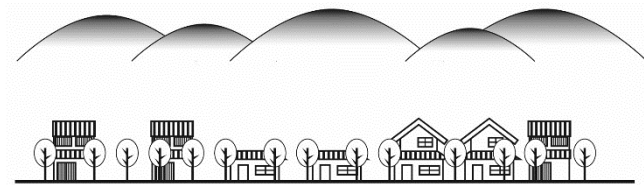
■山あいの集落や温泉郷では、自然環境との調和に努めること。

<解 説>

● 集落や温泉郷などの美しい景観は、積極的に保全してください。

集落や温泉郷では、建物と生垣、農地、屋敷林などが一体となった昔ながらの敷地利用を基本とし、それらが連続して美しい景観が醸成されています。敷地の利用方法の維持、生垣や昔ながらの素材や意匠を積極的に用いるなど、受け継がれてきた街なみの作法を継承していくことが大切です。

山あいや農地に広がる集落とせせらぎ、それらを取り囲む山並みや丘陵地など、自然・田園地域ならではの風景は、地形や自然条件等に根ざして形成されたもので、それらの安らぎのある景観をできるかぎり、後世に残していくことが大切です。

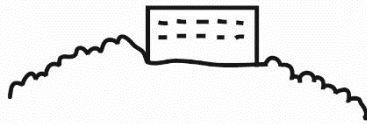


原風景の保全を行う

● 建築物は山頂及び丘陵地に建設しないよう努めてください。

山並みや丘陵の印象は、その頂部や稜線が連続する自然な姿であることが大切です。こうした位置を避けて建築物等を配置することで、自然景観を保全しながら新たに山並みや丘陵などと調和する景観に配慮してください。

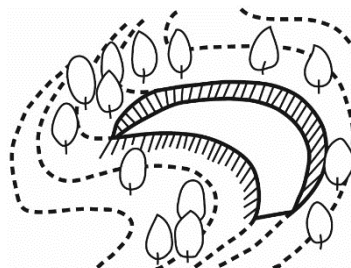
×



山並みを隠す位置に建築物を配置しない

● 地形の改変は最小限に抑えるよう努めてください。

自然の地形は、その地域の風土・気候と結びつき、その土地の植生や人々の生活の基盤となってきました。そうした地形の改変は、地域景観に大きな影響を与えます。そのため、地形の改変を最小限にとどめるとともに既存の樹木、緑地などの保全に努めます。



大規模な地形の改変は行わない

<景観配慮事項>

■地域の植生を生かした生垣の設置や行為地内の緑化に努めること。

<解 説>

● 建築物の周辺は緑化するように努めてください。

大規模建築物等は、周辺のスケールに対して巨大なものとなりやすく、人工的な印象を強く与えます。行為地内に緑化を行うことで、周辺景観に与える影響をできる限り少なくするとともに、緑と建築物の調和による潤いのある景観形成を目指します。

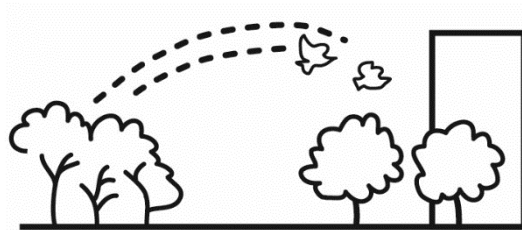
周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定しましょう。



行為地は積極的に緑化する

● 緑化する際は周辺の生息環境に配慮した植栽を行ってください。

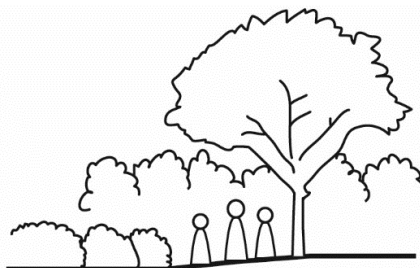
地域に数多く生息する樹種を選ぶことで、周辺と調和した景観の形成が可能となります。また、現存する鳥類や昆虫類の生息環境を踏まえ、その生態系にふさわしい、植栽計画を立てることが重要です。



周辺と同様の植物を植樹する

● 緑化をする際は多様な植物を用いるよう努めてください。

高木、中木、低木、地被植物など、多様な植物の組み合わせは、自然な表情を醸し出すとともに、建築物の形態の強調、補完のためにも利用できます。



多様な植物を植えることで街の景観を向上させる

＜景観配慮事項＞

- 設計に当たり、日差しの変化、夜景等を考慮すること。
また、遠景・中景・近景等の見え方について十分検討すること。

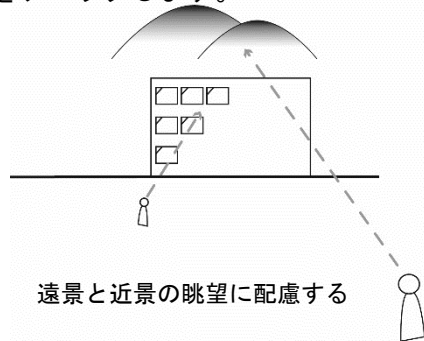
＜解 説＞

- 建築物は、遠景・近景等の異なる距離と方向から眺望の検討を行い、眺望を阻害しない配置・規模・意匠となるよう努めてください。

景観は一箇所から見えるものだけではないため、遠景・近景等の異なる距離と方向からの検討を行うことで、周囲との調和を図る必要があります。特定の距離と方向からの眺望が阻害される場合には、植樹による遮へいや高さ、色彩の工夫をしましょう。

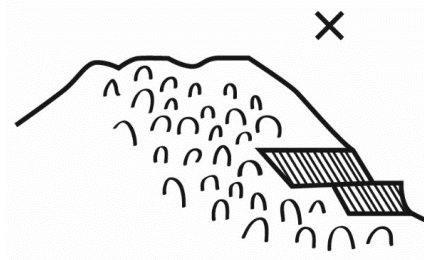
遠景は、主要な眺望点から、建築物等の規模（高さ）や色彩が景観に与える影響を検証するために行います。

近景は、意匠、素材、アクセントカラー、敷地内の緑化など、計画建築物等の主要な構造やディテールと周辺地域との関係をチェックします。



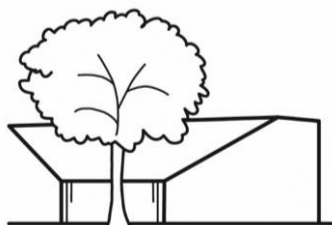
- 地形の改変を行う際は眺望が変化しないように、行為を行う位置の検討に努めてください。

吾妻連峰や信夫山への眺望は本市のシンボルであるため、その自然の丘陵景観を損なうような行為は避けてください。市内の主な視点場からの主な見え方に配慮して、地形の改変が目立たないように配慮してください。



- 樹形の保存及び移植は計画的に行うよう努めてください。

整った樹形の樹木や古木は、地域にランドマークや、土地の記憶をとどめる要素として、地域の人々に親しまれています。また新たな植樹が既存の樹木と同様に成長するまでは、長い年月が必要です。これらの樹木は大切な景観要素として、計画的な保存又は移植に努めます。



できる限り樹木を保存する

【B.建築物・工作物】

B-①

<景観配慮事項>

■建築物等は、周辺の住宅地や樹林地から突出しない高さとする。

<解 説>

- 建築物は、周辺の街なみや自然景観から突出した規模にならないよう努めてください。

大規模建築物等は、周辺の街なみや自然景観の中では際立って大きく目立つ可能性があります。

街なみの持つ規模への分節化や緑の中への分等化を図り、周辺の樹林地や住宅地から、突出しない高さにしましょう。

住宅や商業、工業などが混在する場所では、周囲の建築物等と著しく異ならない形態や衣装、色彩とし、周辺の街なみとの調和に配慮してください。



建物を分節化し高さを抑える

- 樹林地では、樹木よりも規模が大きい建築物を建設しないようにしてください。

周囲の森林、緑地、河川、農地、公園、屋敷林などを阻害しないよう調和を図るとともに、周囲に合わせた形態や意匠、色彩としてください。

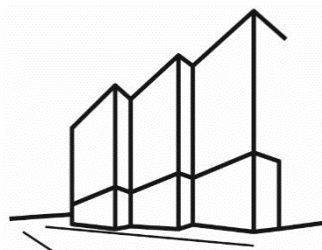
樹林地の樹冠は自然景観を感じさせる大切な要素です。樹冠の美しいところでは、建築物の高さを周辺の樹木に対して大きくしないことで、自然景観を保全します。



周辺の樹木よりも高い建築物を作らない

- 建築物は圧迫感を与えないよう、壁面の分節化や緑化等の処置を行ってください。

周囲のスケールと著しく異なる、単調で連続した壁面は、圧迫感を感じさせます。壁面は立体的な変化をもたせたり、既存の街なみの持つ規模への分節化や緑の中への分棟化を図り、周辺と調和した景観をつくります。



壁面を分節化し、圧迫感を抑える

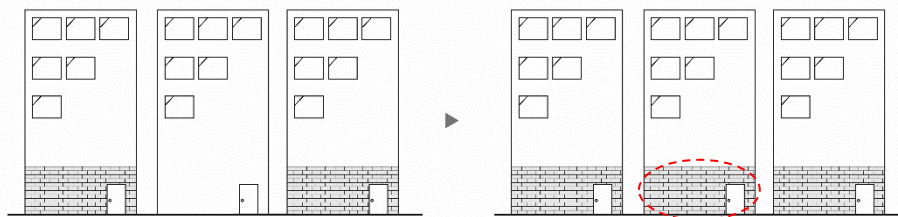
<景観配慮事項>

■建築物等は、周辺環境と調和した自然素材を積極的に取り入れること。

<解 説>

● 建築物の素材は周辺で多く用いられている素材を選定してください。

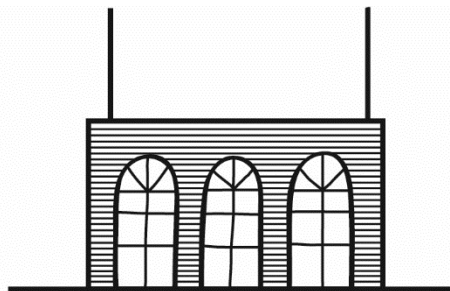
周辺と明らかに異なる素材を壁面等に使用すると、景観のまとまり感を損なう場合があります。周辺で多く使われている素材を調査して、それと調和するような色彩や材質の素材の選定や使い方を考えることが大切です。



周辺と同様の素材を使用する

● 建築物の素材は地域の自然素材を用いるよう努めてください。

土、木、石、焼き物等の自然素材又は伝統的な素材は、地域の個性ある景観の形成に深く関わってきました。こうした素材を部分的にでも使用することで、行為地周辺の景観との調和を図り、さらには地域の歴史や文化を育むことにもつながります。

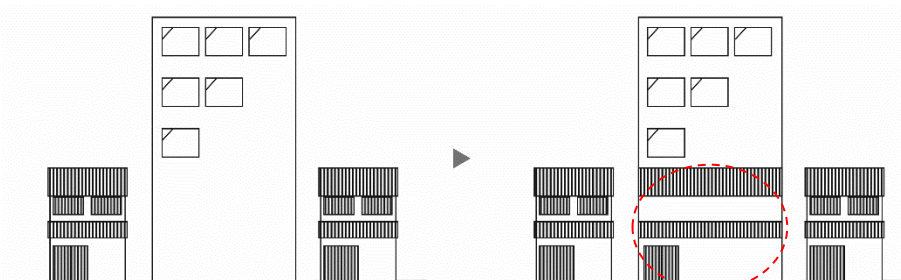


土や木などの自然素材を使用する

● 歴史的な建築物は改築、改修の際に、もともと用いていた素材を使用するようにしてください。

歴史的な建築物の改築又は修繕に当たっては、建築物の材料の一部又は外壁等の意匠の一部を保存し、又は再生することによって歴史的景観の保全に努めてください。

行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、歴史的建造物に使用されている伝統的な素材をその一部に使用したり、伝統的な意匠を取り入れていくことで、地域全体を文化の香り高い、まとまりのある景観とすることができます。



伝統的な素材を使用し周辺との一体感を演出する

<景観配慮事項>

■中心市街地では、歩行者に開かれた公開空地の積極的な確保に努めること。

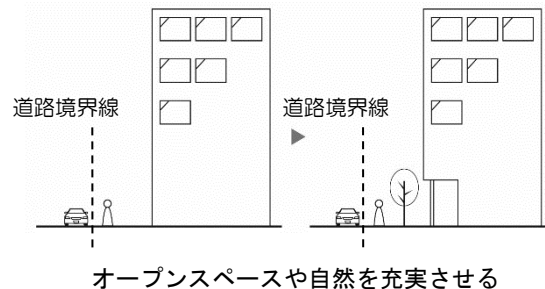
<解 説>

● 外壁は道路等の公共空間からの眺望に配慮したデザインにしてください。

道路に面した外壁は、まちの印象をつくる大きな要素であるため、大規模建築物は個人所有であっても公共的な見地に立つ必要があります。地域、地区の状況や状態を考慮した意匠とすることで、よりよい景観をつくることができます。

● 建築物は緑化等によって、歩行者にとって魅力的な空間となるよう努めてください。

道路等の隣接する公共空間との一体的な整備に配慮し、魅力的で開放的なスペースとしてください。また、大規模建築物等の壁面の圧迫感を和らげるために、緑の自然な表情を活用して敷地等の境界部の積極的な植栽に努めてください。



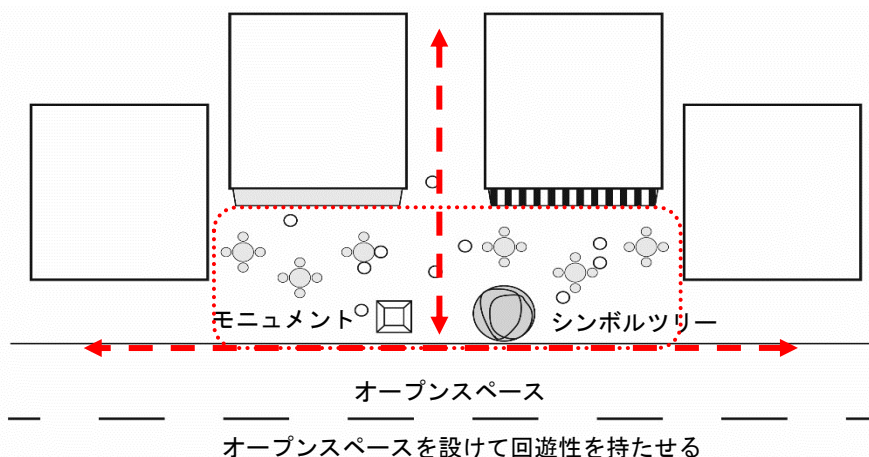
● 商業地の低層部は、植物やストリートファニチャーを設置し、にぎわいを演出してください。

商業地では、店舗としての連なりによって表情が創り出されます。商業・サービス業など人が多く集まる用途としてまちににぎわいのある景観としてください。建物の1～2階部分は、エントランスやファサードの色彩や素材、植栽、ストリートファニチャーなどの工夫により、通りに対して魅力的で豊かな表情を作り出すようにしましょう。

隣接する建築物と低層部の軒高をあわせるなど、街なみの連続性の確保に努めてください。

● 敷地内にオープンスペースを設けて、まちに回遊性をもたせてください。

敷地内にオープンスペースや通り抜け通路を設け、多様性に富んだ歩行空間や溜まり空間を創出することによって、まちに回遊性をもたせ、奥行きを感じさせる景観づくりに努めてください。



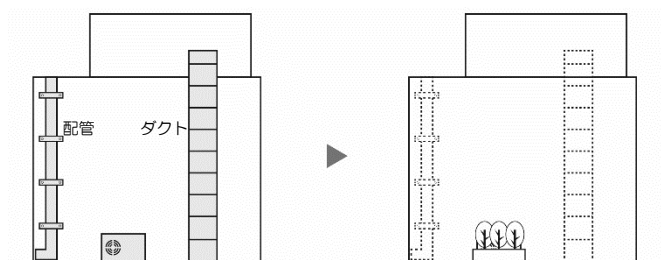
＜景観配慮事項＞

■屋上等の設備機器類は、建築物本体との色彩の調和を図るとともに、目隠し等の措置を講じること。

＜解 説＞

● 屋外設備の色彩は、建築物と一体的なものになるよう努めてください。

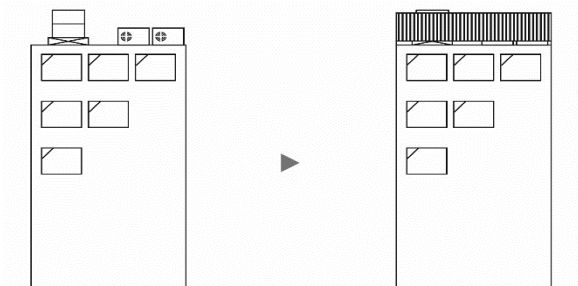
建築物本体建設後の後付となるこれらの設備は、建築物本体及び周辺景観と調和が取れていないことが多く、景観を乱したり建築物を汚らしくみせてしまいがちです。このため建築物と一体となり、周辺景観と馴染むような色彩とすることが重要となります。



屋外設備は建築物と一体的にする

● 設備機器は公共の場から見えなように遮へい等の処置を行ってください。

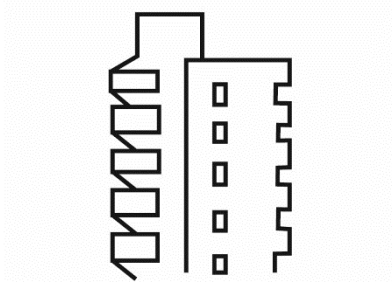
屋外機器の建築設備のデザインに配慮が乏しい建物は、全体の印象を損ねるだけでなく、見る人に乱雑なイメージを与え、まちのスカイラインを見苦しいものとします。設計時にあらかじめ屋外機器等を考慮した意匠とすることですっきりとした景観をつくることができます。



設備は公共の場から見えなように遮へいする

● 窓、ベランダ、バルコニー、階段等は、建築物本体と一体的なつくりとなるよう努めてください。

大規模建築物では、外壁面の形態が景観に大きな影響を与えます。マンション等の壁面を構成する要素（窓、バルコニー、ベランダ、階段等）間の調和や、要素一つひとつの意匠を十分に検討することでまとまりのある意匠となり、良好な景観をつくり出します。



建物と一体的なつくりにする

B-⑤

<景観配慮事項>

■壁面や屋上、敷地内への広告物の設置は必要最小限とし集約すること。

<解 説>

- 建築物の外壁に施設名等を明記する際は、目立ちすぎるデザインとならないよう努めてください。

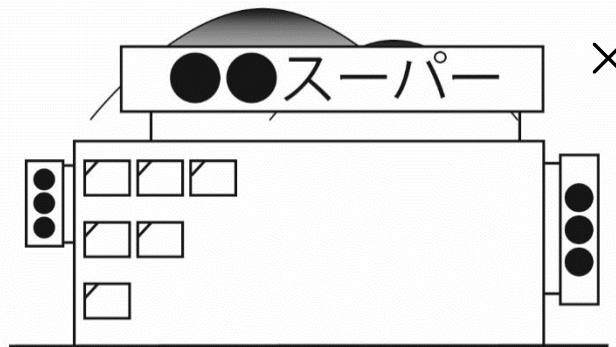
大規模建築物の外壁面は、周辺景観に与える影響が大きいため、必要以上の施設名称や広告、目立つ図画等の表示を避け、人々に親しまれ長く飽きのこない意匠とすることが大切です。



過度な広告を抑える

- 広告物は自然景観等の眺望を阻害しないようできるだけ集約してください。

眺望に優れた場所においては、乱雑にならないよう広告物を集約し、高さを低く抑えるなど、山並みや丘陵などへの眺望を保全してください。



広告物を集約化し眺望を阻害しない

B-⑥

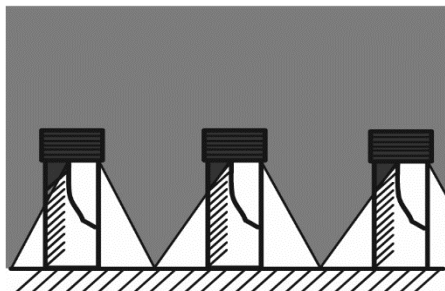
<景観配慮事項>

■大型店舗や周囲から突出する工作物等は、過剰な照明が周囲に影響を及ぼさないよう配慮すること。

<解 説>

- 明るすぎる照明機器を使用しないよう努めてください。

過剰な照明が周囲に散乱しないように、光源の種類、位置、光量、配光に配慮することで、環境問題である「光害」を少なくするとともに、落ち着いた夜間景観をつくることができます。



適切な光源を利用する

<景観配慮事項>

- 窓ガラスや太陽光パネルは、光沢や反射を抑えた材料を使用するとともに位置や量に配慮すること。

<解 説>

- 建築物の素材に光沢のあるものを使用しないように努めてください。

自然景観の中でガラスや金属など反射性の高い素材が存在すると、そこだけが突出した印象を与え、せつかくの自然景観を台無しにしてしまいます。このため、自然景観の中では周囲に溶け込むような素材の使用に努める必要があります。

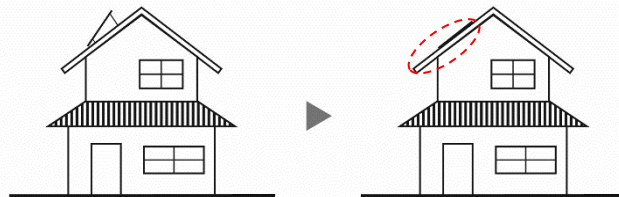


反射性の高い素材を使用しない

- 太陽光パネルは公共空間から望見しにくい意匠（厚みを抑えたもの、屋根と一体なもの）となるよう努めてください。

太陽光発電設備等を設置する場合においては、太陽光パネルが公共空間から望見しにくい形での設置に努めてください。

太陽光発電設備等を屋根材又は外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材又は外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和に配慮してください。



屋根と一体性を持たせたパネルを使用する

- 太陽光パネルの色彩は落ち着いたものとなるよう努めてください。

太陽光発電設備等のパネルは、黒又は濃紺若しくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとしてください。

太陽光発電設備等の付属設備は、周辺景観と調和した色彩としてください。

【C.開発行為・土地の形質変更】

C-①

<景観配慮事項>

- 行為地の周辺や主要な視点場から目立たぬよう、従来の地形を生かし、地形の改変は必要最小限とすること。

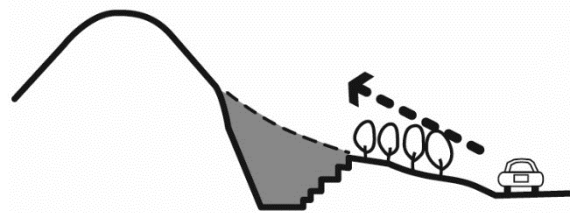
<解 説>

- 地形の改変は最小限に抑えるよう努めてください。

自然の地形は、その地域の風土・気候と結びつき、その土地の植生や人々の生活の基盤となってきました。そうした地形の改変は、地域景観に大きな影響を与えます。そのため、地形の改変を最小限にとどめるとともに既存の樹木、緑地などの保全に努めます。

- 掘採及び採取を行う場合は、行う場所を工夫し地形の改変をできる限り小さくしてください。

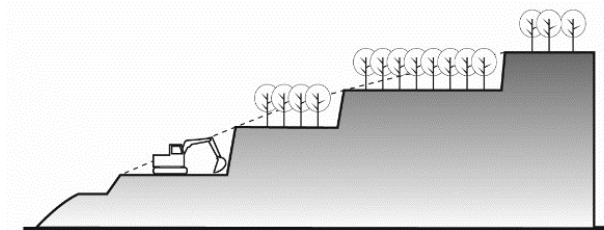
採取又は掘採を行う場所を分割したり、地形の改変をできる限り小さくするなど、行為地内での掘採又は採取の位置を工夫することによって、自然景観を損ねている印象を和らげる必要があります。特に、本市のシンボルである吾妻連峰や信夫山の山腹では自然の丘陵景観を損ねないように十分な配慮が必要です。



視点場から見えにくい位置で掘採を行う

- 行為後は速やかに緑化してください。

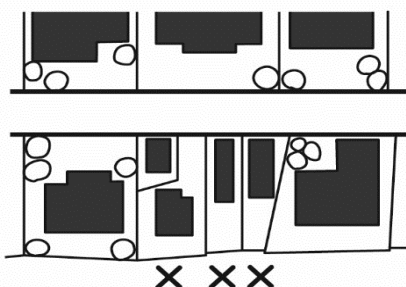
行為の跡地は、速やかに修景、緑化し、損なわれた景観を回復してください。



行為後は速やかに植生を回復させる

- 土地の不整形な分割や細分化は極力避けてください。

土地の不整形な分割や細分化は、整然とした街なみの秩序を乱し、雑然とした景観を生じさせる原因となります。できる限りゆったりとし、まとまりある形態の敷地とすることで、ゆとりある良好な景観形成を図ります。



不整形な細分化を行わない

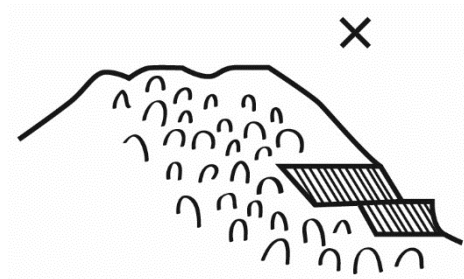
＜景観配慮事項＞

■長大な法面や擁壁は避け、法面が生じる場合は緩勾配とし、周辺環境との調和を図ること。

＜解 説＞

- 長大な法面及び擁壁は、市街地からの眺望を阻害してしまうため、行為を行う位置や作り方に配慮してください。

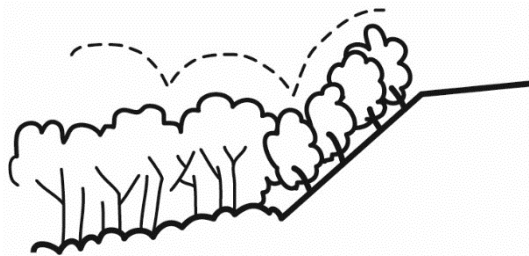
長大な法面や擁壁は、単調な景観を生み出すとともに圧迫感を与えます。現況の地形を生かし、できるだけ長大とならないようにするとともに、造成計画や緑化によって圧迫感を軽減することが必要です。切土や盛土による地形の変化を少なくするとともに、眺望景観を損なわないよう行為地の法面のつくりかたを工夫する必要があります。特に本市のシンボルである吾妻連峰や信夫山では、市街地をはじめとする主な視点場からの眺望景観を損なわないよう行為地の法面の作り方を工夫する必要があります。



地形の変化を少なくし、植栽などで景観を損なわないようにする

- 法面の勾配は緩やかにしてください。

法面を緩やかにすることで空間にゆとりや開放感を与えます。また、法面の境を曲面によってなだらかにすること（ラウンディング）で自然地形と調和した景観が形成されます。



周辺と調和した法面にする

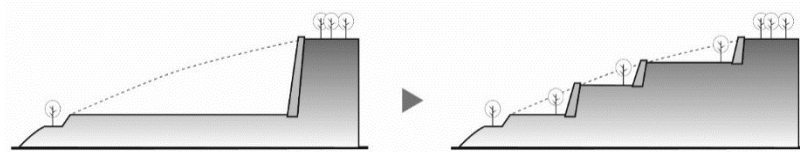
<景観配慮事項>

- 擁壁は、垂直擁壁を避け、高さは必要最小限とすること。
また、安易な描写等を避け、周辺環境との調和を図ること。

<解 説>

- 垂直擁壁はできる限り高さを抑え、圧迫感を与えない作りにしてください。

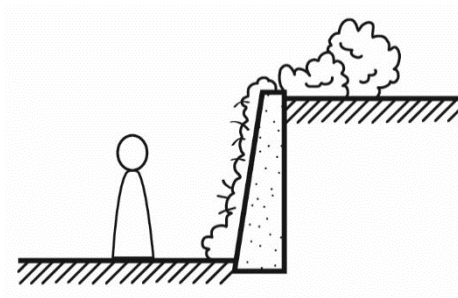
垂直擁壁は圧迫感のある景観をつくり出します。造成計画において垂直擁壁をつくらないようにすることが大切ですが、やむを得ない場合には、できる限り高さの低いものとするとともに、法面などと組み合わせるなどして圧迫感を軽減しましょう。



極力低い擁壁にする

- 擁壁は緑化し、圧迫感を軽減してください。

擁壁は土地と連続した構造物であり、地形や植生と一体となることが求められます。擁壁の表面は、緑化ブロックや石積み、自然石を用いた擁壁など、素材の特性を生かしたものとするとともに、緩やかな勾配又は分割、擁壁前の植栽などにより、圧迫感を軽減させるようにしてください。



擁壁はできる限り緑化する

C-④

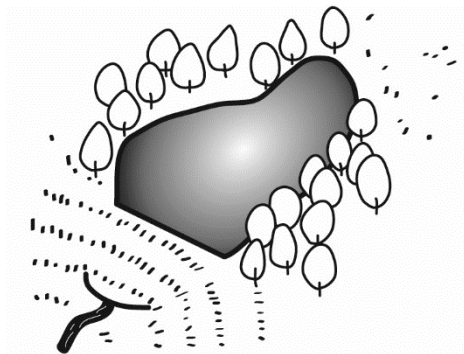
<景観配慮事項>

- 調整池の整備に当たり、周囲の緑化、あるいはフェンスを用いる場合は景観色を採用するなど、周辺環境との調和を図ること。

<解 説>

- 調整池は周辺景観と調和するよう、緑化等の整備を行ってください。

調整池は面的に大きな構造物で、機能上見下ろされる場所に設置されるため、護岸等は生態系に配慮した水辺と一体となる整備をし、周辺景観と調和した良好な景観を創出することが大切です。



調整池は緑化し、周辺と馴染むようにする

C-⑤

<景観配慮事項>

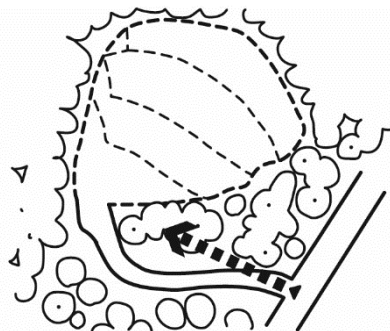
- 行為地には出入口を設ける場合は、必要最小限の規模とし、安全措置を講ずる場合は、周辺環境との調和を図ること。

<解 説>

- 行為地は遮へいを行い、道路から行為地が見えにくくするようにしてください。

鉱物の掘採や土石類の採取は、道路から行為地が見えにくくするよう、出入口を最小限とするとともに目立たない位置に配置し、周辺景観に著しい影響を及ぼさないような配慮が必要です。

山の斜面等目立ちやすい場所で長期にわたり荒れた山肌をさらけ出す場合には、植栽や塀などにより遮へい処置を行うことによって周囲の道路からの眺望をさえぎり、周辺環境に影響を及ぼさない工夫が必要です。



行為地は見えにくくする

【D.物件の堆積】

D-①

<景観配慮事項>

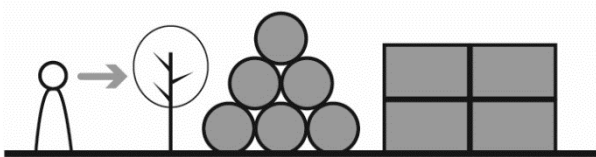
■行為地の周辺や主要な視点場から目立たぬよう、目隠し等の措置を講ずること。

<解 説>

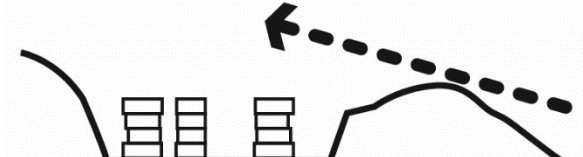
- 集積や貯蔵は遮へいによって見えにくくなるように努めてください。

道路から集積や貯蔵が見えにくくなるよう、出入り口を最小限とするとともに目立たない位置に配置し、周辺景観に著しい影響を及ぼさないような配慮が必要です。

周辺の地形的な特徴を利用して、できる限り見えにくい位置とすることで、景観に与える影響を軽減することが重要です。特に、本市のシンボルである吾妻連峰や信夫山の山腹では丘陵景観を損ねないように十分な配慮が必要です。



行為地が見えにくくなるように配慮する



地形を利用し集積物を見えにくくする

D-②

<景観配慮事項>

■高さは、低く抑え、整理整頓に努めること。

<解 説>

- 集積や貯蔵はできる限り高さを抑え、道路から離れた位置に配置してください。

高さのある集積や貯蔵は、周辺景観を阻害するだけでなく、見ている人に不快感や不安感を与えます。できる限り高さを抑えましょう。

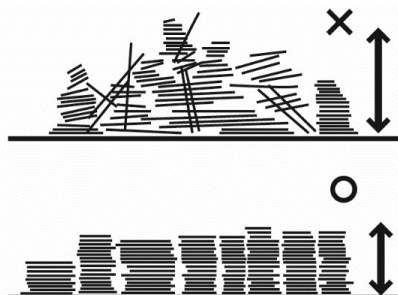
周辺の景観を阻害しないよう、集積又は貯蔵の高さをできる限り低く抑え、整然と行いましょう。



堆積物は公共の場から離し、できる限り高さを抑える

- 堆積物は乱雑に配置せず整理整頓を行うよう努めてしてください。

見ている人に不快感や不安感を与えないよう、乱雑にせず、すっきりと整理整頓することが必要です。



堆積物は整理整頓を行う

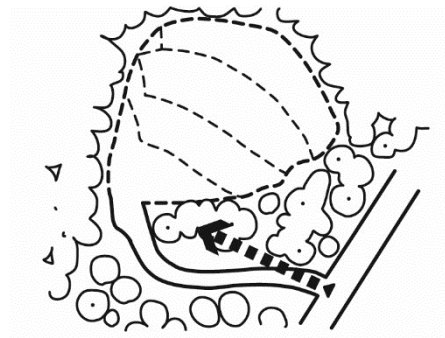
<景観配慮事項>

■行為地に出入口を設ける場合は、必要最小限の規模とし、安全措置を講ずる場合は、周辺環境との調和を図ること。

<解 説>

- 行為地は遮へいを行い、道路から行為地が見えにくくするようにしてください。

物件の堆積は、出入口を最小限とするとともに目立たない位置に配置し、周辺景観に著しい影響を及ぼさないような配慮が必要です。



行為地は見えにくくする

事前協議書

年 月 日

福島市長

住所)
届出者
氏 名)

印

電話番号)

[法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

福島市景観条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、関係図書を添えて、次のとおり協議します。

行為の場所	福島市		
着手予定日	年 月 日		
完了予定日	年 月 日		
行為の種類	☐ 建築物 ※特定届出対象行為	用 途 ()	
		☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の修繕 ☐ 外観の模様替 ☐ 外観の色彩の変更	
	☐ 工作物 ※特定届出対象行為	種 類 ()	
		☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の修繕 ☐ 外観の模様替 ☐ 外観の色彩の変更	
	☐ 開発行為	目 的	
	☐ 土地の形質変更		
	☐ 物件の堆積		
届出内容に係る照会先	住 所) 氏 名) 電話番号) [法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び担当者の氏名]		
備 考			

備考

- 1 添付図書 別紙に掲げる図書
- 2 提出部数 1 部
- 3 行為の種類 該当する□にチェック (塗りつぶし可)

別紙

行為の種類	図書の種類	明示すべき事項	備 考
建築物 及び 工作物	計画概要書	・ 建築面積又は築造面積(面積表)	
	付近見取図	・ 方位 ・ 周辺道路 ・ 目標となる地物 ・ 行為の場所	
	配置図	・ 方位及び縮尺 ・ 敷地内の届出に係る建築物等及び既存建築物等の位置 ・ 樹木、張り芝等の位置 ・ 屋外に設置する設備及び外構施設の位置 ・ 広告塔又は広告板の位置 ・ 現況写真の撮影の位置及び方向	
	各階平面図	・ 方位、縮尺及び寸法	
	立面図 (4面以上)	・ 縮尺、寸法及び見付面積 ・ 外壁及び屋根の材料及び色彩（色彩はマンセル値で示す。） ・ 各色彩を使用する面積及び見付面積に対する割合 ・ 広告塔又は広告板の位置及び形状	移転、外観の模様替、色彩の変更の場合は、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	・ 行為の場所及び付近の現況(遠景、近景から撮影)	カラー写真とする。
	景観計画適合 確認表	・ 共通事項 ・ 個別事項	※景観配慮事項に関する市指定のもの
開発行為 及び 土地の形質 変更	付近見取図	・ 方位 ・ 周辺道路 ・ 目標となる地物 ・ 行為の場所	
	現況図	・ 方位及び縮尺 ・ 行為の場所及び付近の土地利用の現況 ・ 現況写真の撮影の位置及び方向	
	計画図	・ 方位及び縮尺 ・ 行為後の法面及び擁壁その他の構造物の位置 ・ 行為後の土地利用及び緑化の方法	
	計画断面図	・ 行為前後における地盤面及び擁壁その他の構造物の位置	
	現況写真	・ 行為の場所及び付近の現況(遠景、近景から撮影)	カラー写真とする。
	景観計画適合 確認表	・ 共通事項 ・ 個別事項	※景観配慮事項に関する市指定のもの
物件の堆積	付近見取図	・ 方位 ・ 周辺道路 ・ 目標となる地物 ・ 行為の場所	
	配置図	・ 方位及び縮尺 ・ 集積又は貯蔵の位置 ・ 遮へい物の位置 ・ 写真の撮影の位置及び方向	
	立面図	・ 縮尺及び寸法 ・ 集積又は貯蔵された物品の形状 ・ 遮へい物の種類、形状及び色彩	集積、貯蔵された物品と遮へい物の位置関係を明示すること。
	現況写真	・ 行為の場所及び付近の現況(遠景、近景から撮影)	カラー写真とする。
	景観計画適合 確認表	・ 共通事項 ・ 個別事項	※景観配慮事項に関する市指定のもの

年 月 日

住所)

氏 名)

印

電話番号)

「法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名」

景観法第16条第1項及び福島市景観条例第13条第1項の規定に基づき、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。

事前協議通知番号	都 第 号		
行為の場所	福島市		
着手予定日	年 月 日		
完了予定日	年 月 日		
行為の種類	☐ 建築物 ※特定届出対象行為	用 途 ()	
		☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の修繕 ☐ 外観の模様替 ☐ 外観の色彩の変更	
		種 類 ()	
	☐ 工作物 ※特定届出対象行為	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の修繕 ☐ 外観の模様替 ☐ 外観の色彩の変更	
		☐ 開発行為	目 的
		☐ 土地の形質変更	
	☐ 物件の堆積		
届出内容に係る照会先	住 所) 氏 名) 電話番号) 〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び担当者の氏名〕		
備 考			

行為の内容	建築物・工作物			届出部分	既存部分	合計
		建築面積・築造面積		m ²	m ²	m ²
		高さ		m	m	
		外観の修繕・模様替・色彩の変更面積		m ²		
		外観	色彩（基調色）			
			色彩（強調色） ※ある場合別紙添付			
		屋根（建築物のみ）	色彩（基調色）			
			色彩（強調色） ※ある場合別紙添付			
		開発行為・土地の形質変更		行為の面積	m ²	
		物件の堆積	行為の高さ	m		
			行為の面積	m ²		
		その他参考となる事項（景観形成を図る上で配慮した事項等）				

備考

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 添付図書 | 景観法施行規則第1条第2項、条例第14条各号及び別表に掲げる図書等 |
| 2 | 提出部数 | 1部 |
| 3 | 行為の種類 | 該当する□にチェック（塗りつぶし可） |
| 4 | 建築面積等 | 対象規模の判定は棟ごとに算定 |
| 5 | 色彩 | マンセル値をすべて記入 |

別紙

見付（各面）の強調色の割合			
		強調色の面積/見付面積	割 合
外 壁	面 1	m ² / m ²	%
	面 2	m ² / m ²	%
	面 3	m ² / m ²	%
	面 4	m ² / m ²	%
屋 根	面 1	m ² / m ²	%
	面 2	m ² / m ²	%
	面 3	m ² / m ²	%
	面 4	m ² / m ²	%

変 更 届 出 書

年 月 日

福 島 市 長

届出者 住 所)
氏 名) 印
電話番号)

[法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

景観法第16条第2項及び福島市景観条例第16条第2項の規定に基づき、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。

事前協議通知番号	都 第 号		
適合通知番号	都 第 号		
行為の場所	福島市		
着手予定日	年 月 日		
完了予定日	年 月 日		
行為の種類	☐ 建築物 ※特定届出対象行為	用 途 ()	
		☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の修繕 ☐ 外観の模様替 ☐ 外観の色彩の変更	
	☐ 工作物 ※特定届出対象行為	種 類 ()	
		☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の修繕 ☐ 外観の模様替 ☐ 外観の色彩の変更	
	☐ 開発行為	目 的 }	
	☐ 土地の形質変更		
	☐ 物件の堆積		
届出内容に係る照会先	住 所) 氏 名) 電話番号) [法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び担当者の氏名]		
備 考			

		届 出 部 分		既 存 部 分		合 計		
行為の内容	建築物・工作物	建築面積・ 築造面積	変更前	m ²		m ²		
			変更後	m ²		m ²		
		高 さ	変更前	m				
			変更後	m				
		外観の修繕・模様替・色彩の変更面積	変更前	m ²				
			変更後	m ²				
		外 観	色彩 (基調色)	変更前			変更後	
			色彩 (強調色) ※ある場合 別紙添付	変更前			変更後	
		屋 根 (建築物のみ)	色彩 (基調色)	変更前			変更後	
			色彩 (強調色) ※ある場合 別紙添付	変更前			変更後	
		開発行為・ 土地の形質変更	行為の 面積	変更前	m ²		変更後	m ²
		物件の堆積	行為の 高さ	変更前	m		変更後	m
行為の 面積	変更前		m ²		変更後	m ²		
その他参考となる事項（景観形成を図る上で配慮した事項等）								

備考

- 1 添付図書 景観法施行規則第1条第2項、条例第14条各号及び別表に掲げる図書等(変更の届出にあつては、当該図書のうち必要なもの)
- 2 提出部数 1部
- 3 行為の種類 該当する□にチェック(塗りつぶし可)
- 4 建築面積等 対象規模の判定は棟ごとに算定
- 5 色彩 マンセル値をすべて記入

見付（各面）の強調色の割合				
			強調色の面積/見付面積	割 合
外 壁	面 1	変更前	m ² /	m ² %
		変更後	m ² /	m ² %
	面 2	変更前	m ² /	m ² %
		変更後	m ² /	m ² %
	面 3	変更前	m ² /	m ² %
		変更後	m ² /	m ² %
	面 4	変更前	m ² /	m ² %
		変更後	m ² /	m ² %
屋 根	面 1	変更前	m ² /	m ² %
		変更後	m ² /	m ² %
	面 2	変更前	m ² /	m ² %
		変更後	m ² /	m ² %
	面 3	変更前	m ² /	m ² %
		変更後	m ² /	m ² %
	面 4	変更前	m ² /	m ² %
		変更後	m ² /	m ² %

氏名等変更届出書

年 月 日

福 島 市 長

届出者 住 所)
氏 名) 印
電話番号)

[法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

福島市景観条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

適合通知番号	都 第 号	
適合通知年月日	年 月 日	
変更内容	変更前	変更後
届出者の氏名 (法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)		
届出者の住所 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)		

備考

1 提出部数 1 部

廃 止 届 出 書

年 月 日

福 島 市 長

届出者 住 所)
氏 名) 印
電話番号)

[法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

福島市景観条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

適合通知番号	都 第 号
適合通知年月日	年 月 日
廃止の理由	

備考
1 提出部数 1 部

完 了 届 出 書

年 月 日

福 島 市 長

届出者 住 所)
氏 名)

印

電話番号)

[法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

福島市景観条例第24条の規定に基づき、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。
なお、届出した内容に変更はありません。

適合通知番号	都 第 号
適合通知年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

備考

- 1 添付図書
- 完了後の写真（四方から遠景を撮影するとともに、近景として届出内容
と対比できるもの）
- 2 提出部数
- 1 部